

島本町再生資源集団回収助成金交付要綱

平成23年4月1日
最近改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、住民が集団で自主的に資源ごみを回収した場合に再生資源集団回収助成金（以下「助成金」という。）の交付を行い、ごみの減量化、資源再生利用、環境美化、地域コミュニティの育成及び町内業者の育成を促進し、廃棄物処理行政に対する住民意識の高揚を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 助成金の交付を受けることができる団体は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 町内の自治会、子ども会、婦人会、老人会、PTA等営利を目的としない団体
- (2) 団体の会計報告書などにおいて助成金の報告ができる団体

(団体の登録)

第3条 助成金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ島本町再生資源集団回収実施団体登録申請書（様式第1号）を町長に提出し、その登録を受けなければならない。

(業者の登録)

第4条 回収業者は、回収する再生資源の種類に応じ、法令に基づく許可書又は届出の証を有する書面の写しを添えて、あらかじめ島本町再生資源集団回収業者登録申請書（様式第2号）を町長に提出し、登録を受けなければならない。

(対象品目)

第5条 助成金の交付の対象となる品目（以下「対象品目」という。）は、空き缶、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック及び古布とする。

(対象品目の引渡し)

第6条 第3条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、集団回収で回収した対象品目を第4条の規定により登録を受けた回収業者（以下「登録業者」という。）に引き渡さなければならない。

(助成金)

第7条 助成金の額は、登録団体が集団回収で回収した対象品目を登録業者に引き渡した場合においては、重量10キログラム当たり5円を乗じて得た金額とする。ただし、町内に主たる事務所を置く業者に引き渡した場合においては、重量10キログラム当たり7.5円を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び交付請求)

第8条 助成金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、1月1日から12月31日までの間に集団回収で回収した対象品目について、翌年の1月末までに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 島本町再生資源集団回収助成金交付申請書(様式第3号)
- (2) 登録業者発行の計量伝票
- (3) 集団回収助成金の交付を受けたことのある団体については、前年度の会計報告書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項各号に掲げる書類を受理したときは、直ちにその内容を審査し、助成金の交付額を決定し、登録団体の代表者に対して島本町再生資源集団回収助成金交付決定通知書(様式第4号)をもって通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた登録団体の代表者は、島本町再生資源集団回収助成金交付請求書兼口座振替支払依頼書(様式第5号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(届出義務)

第9条 登録団体及び登録業者は、登録した内容に変更のあったときは、島本町再生資源集団回収助成金登録事項変更届(様式第6号)を、速やかに町長に届け出なければならない。

(返還)

第10条 町長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付額の一部又は全部を取り消し、助成金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

- (1) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく町長の指示に違反したとき。
- (2) 助成金の交付の内容に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。